

独立監査人の監査報告書

学校法人 八商学園
理事長 中川 静也 殿

作成日 平成21年 5月18日
事務所所在地 熊本市西子飼7番2号
事務所名 大同監査法人九州事務所
代表社員 公認会計士
氏 森 昌 孝 ⑩
関与社員
電話番号 096-345-1313

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和51年7月13日付文部大臣告示第135号に基づき、学校法人八商学園の平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部大臣省令第18号）に準拠して、学校法人八商学園の平成21年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

学校法人と当監査法人の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上